

概要版

第4次
木津川市
地域福祉計画

木津川市
地域福祉活動計画

KIZUGAWA CITY

～きずなを広げ共に生きる地域社会の実現をめざそう～

令和7(2025)年3月
木津川市・木津川市社会福祉協議会

計画の概要

●策定の趣旨

我が国では、少子高齢化や人口減少が継続しており、価値観や生活習慣の多様化も加速しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民同士のつながりや助け合いの活動が希薄化し、地域の支え合いの力の低下が懸念されています。

こうした中、「地域共生社会」の実現に向け本市の福祉をさらに向上させるため、第3次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画の計画期間が満了することから、さらなる地域福祉の充実を目指し、本市の福祉の上位計画として本計画を策定しました。

●計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する「地域福祉計画」であり、本市の最上位計画である総合計画と整合性を取りながら地域福祉の推進を具体化する福祉の上位計画です。同法第109条に規定されている社協が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定し、地域共生社会の実現に向けた取組の実効性を高める計画とします。

また、行政と民間を結び、福祉に関わる各分野をつなぐ「横糸」となる計画であり、福祉から地域活性化を展望する「福祉のまちづくり計画」です。

●計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会動向の変化や計画の推進状況に応じて計画の見直しを行います。

●計画の性格

地域を構成するみんなの計画です。一人ひとりを主役とする行動計画であり、市と社協を中心に、みんなで進行を見守り、充実を図っていきます。

市民・地域・福祉事業者・関係団体・社協・行政など、本市を構成するあらゆる主体を等しく主役とし、様々な立場の人々や機関が、それぞれの機能・役割を発揮し、互いに協力しながら実施していくための計画です。

すべての人や機関は、様々な場面において支え、支えられる関係にあります。

各組織は、そこに属する人々によって成り立っています。本計画は、地域、組織を構成する一人ひとりの「人」のためのものであり、一人ひとりを主役とします。

主体



【福祉・保健分野の個別計画】

- 木津川市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 木津川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 木津川市子ども・子育て支援事業計画
- すこやか木津川21プラン
～健康増進計画・食育推進計画～
- 木津川市自殺対策計画 など

地域福祉を取り巻く現状と課題

現状

- ◆ボランティア活動や自治会に参加している人には、つながりが生まれている。
- ◆自治会及び自治会加入者が減っている。
- ◆子育て、障がい等それぞれの分野内でのつながりはあるが、連携やネットワークが十分ではない。
- ◆公共交通機関の運行本数の減少により、移動手段に不安を感じる人がいる。
- ◆障がい児・者では、親の高齢化や複合化した課題の増加への対応が必要とされている。
- ◆市民アンケートによると、地域活動・社会貢献活動に参加していない人は前回調査から8.9ポイント増加しており、理由としては、「仕事を持っているので時間がない」、「興味の持てる活動がない」、「人間関係がわづらわしい」が多くなっている。

課題

- ◆近所付き合いを促進するような地域への働きかけや、地域活動に主体的に関わる人材の確保・育成、イベント等を通じた多様な人々の交流の機会の促進
- ◆既存の制度の狭間にある課題に対して、分野を超えて解決に取り組むための体制整備のほか、外出や地域活動等への参加の機会を拡大するため、移動支援の取組の充実
- ◆相談窓口の認知度向上、担当職員のスキルアップ、自ら相談ができない人へのアウトリーチ型活動による課題の把握、複雑化・複合化する課題に対応するための関係機関のネットワーク構築等
- ◆地域活動の新たな担い手を確保するため、地域福祉に関する意識の醸成や若い世代が参加しやすい活動や取組の検討
- ◆福祉サービスの利用や地域活動への参加に必要となる情報を、わかりやすく、また、容易に入手できる環境・体制整備

地域福祉に係るまちの将来像（基本理念）と施策体系

本市では、第1次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画より基本理念として「思いやり あふれる笑顔 ひろがる輪」を掲げ福祉のまちづくりに取り組んできました。

本計画においても、この基本理念及び取組みを継承しつつ、基本理念と施策体系を次のとおり定めます。

基本理念

思いやり あふれる笑顔 ひろがる輪

～きずなを広げ共に生きる地域社会の実現をめざそう～

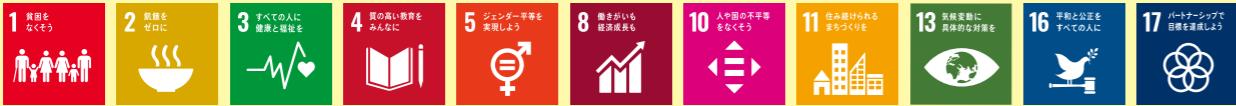
施策体系



SDGs の視点を踏まえた計画の推進

本計画においても、SDGs の理念を反映させ、持続可能でよりよい社会の実現をめざします。

【SDGs が定める 17 のゴールのうち、本計画に特に関連する 11 のゴール】



施策・事業の展開

基本目標 1

交流し支え合う地域づくり

（1）地域のきずなづくり

日頃から近隣住民同士の顔の見える関係づくりを進めるることは、防犯や災害時の対応など、地域における安全性の向上のためだけでなく、地域活動が活発化することでもちに活気が生まれ、より魅力的な地域づくりにつながります。そのためには、日頃から住民同士のつながりを強化し、お互いが支え手にも受け手にもなり、支え合い・助け合いの意識の醸成につながる地域活動を促進し、互助・共助のつながりを大切にして地域のきずなを深めます。

施 策

- ①近所付き合いのすすめ
- ②地域活動・ボランティア活動への参加促進
- ③多様な人々の交流の促進



南加茂台支部世代間交流

（2）話し合いの場づくり

地域における様々な課題に適切に対応していくためには、住民同士が集い・話し合うことが重要です。より多くの人が話し合いの機会に参加できるよう周知するとともに、拠点づくりを支援していきます。

施 策

- ①住民が話し合う機会づくり（懇談会等）
- ②地域支え合い会議（協議体）等の推進



城山台地域懇談会

（3）地域での支え合い助け合いの促進

高齢化の進行によるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加、核家族化の進行に伴い、地域では既存の制度や事業では対応できない様々な課題が生じることがあります。

住民同士の「支え合い助け合い」や「見守り」活動の充実により、コミュニティの力を強め、暮らしやすい地域づくりをめざします。

施 策

- ①「支え合い助け合う」活動の推進
- ②「見守り合う」活動の推進



認知症高齢者等見守り及び声かけ訓練



基本目標 2

安心・安全な暮らしづくり

(1) 多様性を認め合い健やかで自分らしい暮らしづくりの支援

誰もが生涯にわたりいきいきと自分らしい生活を送ることができるよう、市民のこころと身体の健康づくりを支援するとともに、こどもたちの権利が尊重され、自分らしく健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

また、就労を希望する人がその人に合った仕事に就くための支援や、生活困窮者自立支援体制の強化・充実により、市民の経済的自立を個人のニーズに寄り添いながらサポートします。犯罪や非行のない安心・安全な地域社会の構築のためには、関係機関や地域と連携し、地域防犯体制の充実を図るとともに、再犯防止に関する正しい理解を深め、犯罪をした者等の社会復帰を適切に支援することも重要です。

施策

- ①心身の健康づくりの支援
- ②すべての子どもが自分らしく成長できる支援
- ③就労と暮らしの安定支援
- ④罪を犯した人の自立支援



フードバンクの啓発

(2) 権利擁護機能の強化

地域共生社会の実現に向け、すべての市民が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護の制度の周知と、利用の促進に努めます。

施策

- ①権利擁護ネットワークづくり
- ②成年後見制度の利用促進の推進



お助け隊



小地域ネットワーク研修会

基本目標 4

地域福祉の基盤づくり

(1) 地域福祉を担う人づくり

地域福祉の活動を支え、高めていく上で根幹をなすのは、地域の“人”です。アンケートや地域懇談会における市民の声では、地域の様々な場面で担い手不足、人材確保が課題としてあがっており、本計画で取り組むべき喫緊の課題であるといえます。

地域福祉を担う人づくりに向けた第一歩として、地域福祉に関心を持つ市民の増加に向けた意識啓発を推進するとともに、地域福祉を担う人材や団体への支援を推進します。

施策

- ①地域福祉に関する意識啓発
- ②地域福祉を担う人材の確保・育成
- ③各種団体の支援

関連する SDGs



ボランティア入門講座



夏季ボランティア体験講座

(2) 福祉サービスの有効な利用の促進

必要な人が必要なサービスを主体的な選択によって利用することができるよう、情報提供や様々な支援制度の利用促進を図ります。

また、分野を超えたネットワークの構築により、地域における様々な社会資源（ヒト・モノ・カネ・情報等）が有効に活用され、地域の中で良好な福祉サービスが健全に育まれる体制づくりを推進します。

施策

- ①サービス利用のための意思決定支援
- ②福祉サービスの充実



こすもすカフェ

基本目標 3

包括的な相談・支援体制づくり

(1) 包括的な支援体制の強化

悩みや困り事を抱え困っている人に情報・支援が届き、誰でも気軽に相談しやすい相談支援体制の整備を推進します。

また、地域共生社会の実現に向けて、“誰一人取り残さない”より良い地域をつくるため、これまでの制度の狭間にいる複雑化・複合化した課題を抱える人も含めた包括的な相談支援体制の整備を推進します。

施策

- ①相談支援の充実
- ②生活課題の把握
- ③重層的支援体制の推進



関連する SDGs



(3) 情報の整備と発信

福祉に関する活動の活性化に向けて、市民ニーズに合わせた福祉関連情報を整備します。また、紙媒体やインターネット、SNS等、情報発信に向けたツールの選択肢が増える中、必要な情報を必要な人に届けるため、多様なツールを活用した伝わりやすい情報発信に努めます。

施策

- ①情報の整備
- ②「届く情報」づくり



広報きずな

(4) 地域福祉の推進体制の充実

地域福祉の推進に向けて、積極的な活動を支える財源確保に努めるとともに、本市における地域福祉活動の中心を担う社協との連携を強化します。

施策

- ①財源の確保
- ②社会福祉協議会との連携強化



福祉バザー



計画の推進に向けて

●推進体制

庁内推進体制の整備、社協による民間の推進体制の充実、協働の推進体制の設置・運営の3つの視点を大切にして、推進体制の充実を図ります。

●PDCAサイクルによる進行管理

進捗評価にあたっては、各事業・活動の実施状況や実績等の量的な測定にとどまらず、計画推進上の成果や課題を把握し、各現場における日々の事業・活動の改善につなげていきます。

本計画の推進では、協議と実践、公共と民間、分野と分野の間が途切れないようになるとともに、計画（PLAN）を実行（DO）し、点検・評価（CHECK）して見直し（ACTION）をするというPDCAサイクルを展開し、継続的改善を図っていくこととします。



第4次

木津川市地域福祉計画・ 木津川市地域福祉活動計画 概要版 (令和7(2025)年3月)



[木津川市 健康福祉部 社会福祉課]

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

TEL: 0774-75-1211 FAX: 0774-75-2083

[社会福祉法人木津川市社会福祉協議会]

〒619-0214 京都府木津川市木津川端 19 番地

TEL: 0774-71-9559 FAX: 0774-72-7690

